

第1回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会議事録

開催日時：令和元年7月5日(金)15時30分から17時30分まで

開催場所：男女平等推進センター 洋室D

出席者：木村委員、内田委員、鈴木委員、石渡委員、岩田委員、小林委員（名簿順）

事務局：小花総務部長、中島人権推進課長、吉田高齢者支援課長、伊東障害援護担当課長、木村教育委員会事務局指導室統括指導主事、有園子ども家庭支援課子ども家庭支援担当係長、木村人権推進課人権施策推進係長、板野人権推進課人権施策推進係員

配布資料

- ・第1回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会次第
- ・第1回葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員名簿
- ・葛飾区人権施策推進のあり方懇談会設置要綱
- ・葛飾区人権施策推進のあり方懇談会運営要領（案）
- ・資料1 葛飾区人権施策推進指針の改定について
（参考資料） 人権課題の状況と施策の方向性
- ・資料2 葛飾区人権施策推進指針（改定版）たたき台
- ・資料3 葛飾区人権施策推進指針（改定版）策定に向けた関係団体ヒアリングについて
- ・イメージ 葛飾区人権施策推進指針（素案）

1. 委員委嘱
2. 区長あいさつ
3. 委員紹介
4. 懇談会設置の趣旨、設置要綱について
5. 座長、副座長の選任
6. 葛飾区人権施策推進のあり方懇談会運営要領（案）
7. 議題

（1）葛飾区人権施策推進指針の改定について

委員	（事務局より資料1について説明） スケジュールに本部会・幹事会の記載がないが、懇談会とどのように関わってくるのか。
事務局	懇談会で使用する資料について、懇談会の前に本部会・幹事会を開き、庁内での調整を行う。

（2）「葛飾区人権施策推進指針（改定版）」のたたき台について

座長 事務局	（事務局より資料2の障害者までの項目について説明） 指針に現状と課題を反映させるイメージでよいか。 方向性の整理をして、関連する表やグラフを入れ、まとめる予定である。
座長	【男女平等について】 平成29（2017）年度におけるDV相談が422件だが、増減傾向としてはどうなのか。

事務局 座長 事務局	300件後半から400件で、減ってはいない。横ばいという認識である。 方向性としてはどんな対策をしているのか。 DVに関しては防止と、実際にDV被害者への支援を行っている。 防止としては暴力に対しての啓発活動を行っている。 被害者の方への支援については、庁内や警察などの関係機関と連携を図りながら 行っている。
座長	素案は、箇条書きになっているものを文章化して肉付けしていくイメージでよい か。
事務局 委員 事務局 座長	肉付けする部分と、箇条書きになっている部分をまとめ、強弱をつけていく。 現指針と同じ分量で載せる予定か。 ページ数としてはもう少し増える予定である。 8月20日には素案として示される。
委員	その前に委員の方には確認してもらい、意見をいただければよい。 区の施策の方向性について3点ほどある。 現状と課題について、「男女の役割を固定的に捉える」のキーワードに対して、区 の施策の方向性はあまり出てない。「固定的役割分担」の改善方法や方向性につい て明記していくことが必要ではないか。 「固定的役割分担」を単に解消するメッセージだけではなく区が先頭に立って行 うことや、新しい施策を作っていくなど、力強いメッセージがあってよいのでは ないか。 「男女平等推進条例」については、災害のときのテーマなどを「男女平等推進条 例」に入れ込むのか、今のグローバルな中でのさまざまな問題、暴力の問題など を、どうするのかそのような議論が必要ではないのか。「男女平等推進条例」は前 に作成したからそのままよいという認識なのか、私は今の時代にもう一度見直 すことがあってもしかるべきだと考える。 国会でも議論されている子どもの虐待ともリンクするが、DVについての理解を 深める必要がある。
座長	改正「児童虐待防止法」、「児童福祉法」のなかで加害者に対して地域の支援をど うするのが明確にされているので、これは区の施策に入ってくるのではないか。 区の施策の方向性の書き方が、平凡に思われるので、区としての取組みをもっと 書き込むべきではないかということ。
事務局	こちらに書かれているものはすでにそれぞれ個別計画などで示されているもの抜 粋で、指針を作成してその先どうしていくのかが盛り込まれていない段階なので いただいた意見を検討しどこまで盛り込めるのかを考える。
委員	区の指針を作るときに、都の指針があるなかで、それに記載されていないことの 追加や上乘せはできるのか。
事務局 座長	追加しても問題ないと考えている。 区の施策の方向性の具体性がまだ乏しい。せっかく改定するので具体的な新しさを 反映させたほうが、実のある指針になるのではないか。
座長	【子どもについて】 「児童相談所」の設置は検討を進めているとあるが、素案の提示の時点で具体的

事務局	に相談所設置の時期を示すことはできるか。 令和5年度に設置する予定を公表している。その設置に向けて今年度基本構想を作成する。
座長	施策の方向性として記載できるか。
事務局	具体的な年度なども記載することはできる。
座長	東京都でも児童虐待の件数が増加しているようだが、区としても深刻な社会問題と考え、具体的な取組みが何か打ち出せそうか。
事務局	基本構想を作成中なのでその途中で新しい案が出てくると思われる。 区の児童虐待の取組みとしては、母親の妊娠中から子が18歳から40歳になるまでトータルで支援をしていく。出産直後の産後ケアも具体的に始まっている。乳児健診を受けていないようなリスクが高い子の保護者に対してのアプローチ等も含め、切れ目がないように連携していくという考え方をもち進めている。今後の方向性についても具体的に記載できる。
座長	いじめの問題は東京都では認知件数が急増しているが、その点についてどう認識しているか。全国的に増えているとすると標準的な自治体では対策を強化しなければならない。
事務局	たたき台に記載のある通り、葛飾区では減少傾向であるが、積極的に認知をする、また「いじめ」と疑わしいという点からも取り組んでいく。全国的に東京都と同じような方向になってきているという認識はしている。
座長	何か新しい取組みがあれば検討を願いたい。
委員	子どもの権利主体に対するコメントがない。平成28年の児童福祉法改正のとき、子どもの権利主体が子どもの最善の利益として記載されているので、区の取組みや施策の方向性も打ち出さなくてはならないのではないかと。 もう1点は「地域全体で」とあるが、どのように行うのか。要保護児童対策地域協議会が絡んでくるが、マネジメントや構成メンバー、どう展開していくのかは、区が考えることである。関連でいうと、泣き声通報の件もあるが、通報をどう増やしてどうキャッチしていくのか。 「教員の人権～人権教育研修会の実施等～」はどこでも見るがどのようにやっているのか。毎年取り上げる人権問題が変わり、全国的に人権教育が薄いと感じる。研修会をやりただけではなくどのような研修で生徒たちがどのような効果を感じられるかを指すものが具体的にあるとよい。 また「いじめは絶対に許さない」とあるが、その具体化や手段はどうするのか、いじめでの自殺もある中でそこに手が届くようなものをどう考えられるのか。 最後は子ども全体のところで「虐待」の問題とか「DV」の問題とか、性虐待の情報のキャッチの部分が学校でも家庭でもおろそかになっている。札幌でもあった1人親の支援の問題、子どもの人権の問題を考えると貧困の問題にもつながっているし不登校の問題、引きこもりの問題にもつながる。葛飾区の部署間の連携にも関係してくるのではないかと。
事務局	区としてどう取り組んでいくか、どう捉えて、ここにどう表現していくかを庁内・関係課長が入った幹事会で検討する。
委員	児童相談所を令和5年に設置すると聞いている。新宿の児童相談所に行ったことがあるが、横のつながりがなくポイントでしかない。子どもや家族が引っ越した

委員	<p>際に、自治体間で申し送りをしてもその申し送りが途切れてしまう状況があると聞いた。横のネットワークを作るといった方向性を一つ入れることが大事だ。学校の人権教室について、人権はこういうものだよといった話を教育として行っているが、その人権教室が1年で終わり、次の人権教室まで間隔が空いてしまうと子どもはあまり意識していないと感じる。少なくとも1年おきか2年おきに同じ学校に行けるように教育委員会から働きかけることが必要であり、そういった旨を指針に記載すると変わるのではないか。</p> <p>虐待の相談があるが、虐待している親が他の地域へ逃げてしまい、また繰り返すことがある。児童相談所の問題と同じだが、横のつながりというのを入れるべきと考える。</p> <p>子どもの貧困について、次回基本計画を策定する際は書いてほしいと話したが、今回の指針にも書かれていない。貧困に対するいじめもある。</p> <p>また、子ども食堂は区内に多くあるが、貧困の子どもは、行くと貧困ということがわかってしまうから行かないということがある。</p> <p>オープンでやっているところやクローズドで特定の子どもを対象としているところなど、子ども食堂を一生懸命やっているのであれば、そういったネットワークも入れたほうがいいのか。</p>
委員	<p>始めの部分に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について書かれているのに、それに対する対応はどのように考えているか。</p> <p>虐待や孤立というのは、就労の話でも出てくるが、貧困と密接に関わっている問題で、それを抜きにはできないことかと思うので、追加したほうがよい。</p> <p>人権教育のあり方という、人権そのものを理解していかないと、課題として認識されないという構図になっていると思う。身近な人権のところ記載されているのかもしれないが、教育の進め方ということについては、しっかりおさえる必要がある。</p>
座長 事務局	<p>【高齢者について】</p> <p>ひとり暮らしの高齢者、独居世帯の話は指針に出てくるのか。</p> <p>増加しているとは記載しているが、それに対する取組みや方向性までは、記載していない。</p>
座長 事務局	<p>独居世帯に対する区の人権施策は考えられるか。</p> <p>ひとり暮らしに限らず、高齢者世帯の虐待や地域から孤立している世帯というのが現場で見受けられる。こういった世帯に対して、現在虐待防止・養護者支援の計画を策定中であり、家族全体の支援や社会とのつながりやその気付きの部分を強化する方針を考えている。</p> <p>見守りの手段については、高齢者だけではなく、その家庭の8050問題、子ども世代の貧困や精神的な問題、それまでのDV関係の逆転といったいろいろな課題があり、関係機関との連携が今まで以上に重要だと考えている。認知症などは、サポーターや知識を増やすことで、地域で受け入れられる。虐待防止や人権の尊重の大きなキーワードとなってくると考え施策を検討している。情報を共有しながら、どこまで指針として記載できるかは調整していきたい。</p>
座長	<p>10年前の指針とかなり変わってくると思われるのが高齢者の問題なので、今の意</p>

委員	見を指針で打ち出せばよい。
事務局	「住み慣れた地域で安心して生活が～」とあるが、私が把握している事例で、高齢者を迎えに来る車の騒音へのクレームにより、引っ越しせざるをえなくなった人がいる。地域に住んでいる方の協力や意識、周知が必要である。
座長	人権に関しては様々な啓発活動をしているが、困難を抱えている方に対して、周りがいかに理解を示していくかというのが非常に重要だと考えるので、個別の課題に対しても、地域で問題があるということは、認識を深めていきたい。
委員	先程の高齢者対策の、独居世帯の地域からの孤立化をいかに防ぐかにも通じる。区民全体の意識を変えていかななくてはいけない大きく、非常に重要なテーマである。
委員	町会への未入会の件や高齢で町会長のなり手がいないといった問題も考えたほうがよい。
委員	介護疲れや介護ストレスといった問題に対する区の施策はないのか。もう1つ、高齢者虐待は基本的に区が権限をもっているが、現状うまくいっているという認識なのか、もう少し改善したほうがよいと考えているのか。最後に、区の施策の方向性に、「社会参画活動や生きがい活動～」とあるが、区では生きがいをどのように考えているのか。充実させるとあるがどのように調整しようとしているのか、具体性が見えない。
委員	また、ユニバーサルデザインについては、高齢者の所管部署だけがやることではないので、ハード面での施設の所管課への働きかけやソフト面では、といった関係する部署への働きかけが方向性に入ってくるのではないのか。
事務局	私たちが地域に住んでいて感じるのは、介護する側がとて大変だということだが、そのことについての記載がない。1週間に1回もしくは、1月に2回のショートステイのときだけが自分の時間を確保できるという人を多く知っている。介護者側をフォローできる施策が入るとよいと考えている。
事務局	介護疲れ、介護ストレスの部分と、介護疲れを抱え込みながらもいろいろなサービスを利用しないなど対応が難しい部分がある。現在たたき台に書ききれてはいないが、高齢者の計画で考えているところはある。また、介護疲れではない家族支援といった部分については、もう少し詳しく記載ができる。
委員	高齢者虐待に関しては、虐待で緊急に保護をする事例が増えており、家庭で子どもが精神的な問題を抱えているなど問題が複雑化していることは認識している。関係機関との連携がより密に必要なようになってくる。
委員	生きがい活動に関しては、高齢者クラブだけでなく区が支援しているグループや、就労も生きがい活動となるので、情報提供やネットワークについては意見を参考に検討したい。
事務局	ユニバーサルデザインについては、高齢者の施策の委員会ので、サインや道路の部署と連携を進めている。
委員	高齢者の状況及び取組みに人権同和研修についての記載があるが、誤記載ではないか。
事務局	区内福祉施設職員に対して人権同和研修を行っているので記載している。

委員	<p>【障害者について】</p> <p>手帳の所持者数が増えていることについて、区はどのような認識か。</p>
事務局	<p>区内の障害者の方の現状を知っていただくために入れている。</p>
委員	<p>今までの葛飾区の実践をそのままやっていくという認識でよいか。</p>
座長	<p>1.5倍増というのはどう受け止めているのか。</p>
事務局	<p>今までの葛飾区の実践をそのままやっていく。しかし手帳の所持者数が増えれば、サービスの提供量については、どのように社会資源を増やしていくか、受け皿である通所施設を増やすなどの検討をしていくことはある。</p>
座長	<p>給付を増やすだけではなく地域のノーマライゼーションについては、これまでよりも工夫が必要なのではないか。</p>
事務局	<p>障害者福祉で取り組んでいるが、人権はお互いの相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立つという考え方に基づいている。</p>
委員	<p>障害者団体、当事者のヒアリングを行い、一番要望が多かったのは、自分たちの障害を知ってほしいということだった。区としては普及・啓発に努めてきたつもりだったが、取り組みが甘かったという反省がある。今年度は特に障害者への理解の普及・啓発というところを区が主体的に取り組んでいきたいと思っている。</p>
委員	<p>障害については、児童虐待とも連携していて本人が抱えている障害や、子どもが障害を抱えていることが原因で虐待死にいたる事案というのはずっとあり、子どもと障害についてはリンクしている。また、高齢者やジェンダーなどもリンクしていて、範囲が広く深い。いろいろな問題の根底にあるのに、内容がすごく平凡すぎると感じる。また、数値についても、もっと分析が必要なのではないか。</p>
事務局	<p>施策の方向性については、昨年策定した計画の区の基本理念の部分を中心に記載した。その計画には、権利擁護や障害の理解、普及・啓発を細かく書いているので、もっと指針に入れていく。</p>
座長	<p>6団体のヒアリングが行われるので、それを踏まえて施策の充実として考えられるものがあれば追加してもらいたい。</p>
	<p>(事務局より資料2の同和問題以降について説明)</p>
	<p>【同和問題について】</p>
委員	<p>大学の授業でも、同和問題を知らない学生が多く驚いている。いろいろな人権問題がある中で、同和問題もやはり終わっていない話で、知らなすぎることに対して、何かコメントがあればよい。</p>
委員	<p>全国的には2割の方たちが、若い世代では3割程度が知らない。学校教育で取り上げられていないため、法律ができるくらいインターネット上でのひどい書き込みなどがあるにも関わらず、認知されていない。</p>
委員	<p>同和問題学習については、人権教育でやっていかないといけない。知らないところに被害者が多く存在し、多くの人は無視してしまうということになりかねないと危惧している。</p>
委員	<p>同和問題については、さらっとしか触れられておらず、あまり、内容が入ってこないと感じる。</p>
委員	<p>「教職員に対する人権同和教育研修の充実を図る」と書かれているが、より推進してもらえるとよい。</p>

委員	「社会教育として、皮革工芸～」の部分を記載した意味がわからない。
事務局	歴史的に皮製品の生産を職業としてやっていたことが関係しているのか。その意図で記載している。また、子どものキャンプは同和地区出身者と区民との交流を図る事業である。
委員	これは、一般の人も募集をしていたか。
事務局	確認する。
	【外国人について】
座長	区でも外国人が増加しているのので、子どもの未就学、社会保険の未加入、公営住宅に入れなかった問題が起きているのではないか。
事務局	そこまでの実態を詳しく区では把握できていない。
座長	教育委員会は就学通知を出しているのではないか。
事務局	入学手続きに来た外国人へは、にほんごステップアップという教室の設置や都の認可による日本語学級の設置、通訳派遣の3つの支援を進めている。
事務局	区役所に住民として登録をしている外国人の方には教育への配慮をする体制を整え、手続きも滞りなく行えるような支援には力を入れている。 区役所で登録などの手続きを行っていない外国人の方がたくさん住んでいるかもしれないが区はまだ把握できていない。見えていない部分の課題は多い可能性が高い。
座長	明らかに中学に行っていなかったり、転入届がないので就学通知を出したくても出せないなどといったことは問題になっていないのか。
事務局	現在はそういった事例は把握できていない。
委員	外国人の課題にヘイトスピーチを含めてよいか。
事務局	外国人に対する人権課題ということでもまとめている。
委員	未就学の問題を把握するには住民票を届けていないとわからないとのことだが、他の区との連携がないと、いつも見ているものではないので、区としてなかなか知りえないのではないか。
座長	それは、区の独自調査でやるしかないのではないか。
委員	聞いた話では、日本のクリスマス会について外国人が理解できず、なぜキリスト教徒ではないのにやらなくてはならないのかとクレームが入り、クリスマスという名称が使えなくなることがある。日本に来たのであればその文化や習慣を理解してほしいことなどを少し触れてほしい。
委員	信教の自由の問題がある。
委員	日本ではクリスマス会を宗教行事としては行っていない。ハロウィーンも同様に外国人にも日本の文化や習俗を理解してほしい。
委員	外国人にも日本の文化や習俗をわかってもらい、お互い理解しなくてはいけない。そこでネックになるのは日本語で、外国人に対して日本語を学んでもらう機会をつくらないといけない。トラブルが起こらないように、理解してもらうことが大切だ。
委員	外国人の政教分離の話がある。そこは盛り込むべきではなく、憲法でそれぞれの問題として守っていくべき話と考える。信教の自由や政教分離というのは、憲法とか裁判で争われる話。困っている人がいる場合に、配慮して違う方法を選択す

	<p>るといのは、区の方針としての人権施策推進のあり方として目指すべき話だ。</p>
委員	<p>【その他の人権課題について】</p> <p>就労やインターネットとなっているが、身近な人権の部分に入っているのではないかと。特に就労は個別の課題というより、すべての人権課題に関わってくる話なので、横断的に捉える意味で身近な人権に記載したほうが、すっきりするのではないかと。就労の問題は非常に重要で、非正規雇用や不安定就労といったところから貧困が生み出されているので記載すべきではないかと。ディーセント・ワークについては、記載されているが、ひどい働かせ方については、書かれていないので、もっと膨らませてほしい。</p>
事務局	<p>インターネットも同様に、全体に関わるもので、部落差別やヘイトスピーチや障害者差別、生存権に関してかなり無茶苦茶なことを言っている部分があり、これも他の人権課題とは質が異なるものなので、構成を考えたほうがよい。</p>
座長	<p>すべてに関わる問題なので、その他の人権としている。</p> <p>身近な人権については、改めて別の人権課題を取り上げるというのは想定していなかったため、全分野を横断的に捉えることを考え、その他の人権の部分にまとめた経緯がある。内容については頂いたものを踏まえ検討したい。</p>
事務局	<p>活発な意見をもらったが、補足で他にも意見がある場合はメールで1週間後ぐらいまでの間ということでしょうか。</p>
委員	<p>その通り、お願いしたい。</p> <p>最後に一点だけ追加する。</p> <p>性自認と性的指向について、東京都の条例づくりに参加した際、差別の状況がひどいというエビデンスもあったため、しっかりと書かなくてはいけない。都は相談事業に重点的に取り組むと掲げているので、区でも今の時代では取り組む必要があると思う。世田谷区では多様性で差別されていることを受け、条例を作成している。台東区で行ったように男女平等条例に注意書き程度でDVやセクハラと同様に性的自認・性的指向に関する差別は禁止するというのを入れ込むのか、多様な性なのか、鎌倉で行ったように共生条例に入れるのかといった方法はいくつかある。葛飾区では、新しい条例を作成するのか、それとも入れないということなのか。トランスジェンダーの人権問題もある。差別の実態はあるので、そこは触れざるをえないと考える。</p> <p>パートナーシップ制度について、導入している自治体が増えているが、区としてはどうするのか方向性を考える必要がある。</p> <p>最後に構成について、災害に伴う人権は1本の柱としたほうがよいのではないかと。災害時は、DVや性被害、外国人の排除といった人権の問題がすべて現れるので、様々な人権に埋もれてしまうのではなく、もっと表に出さなくてはならないのではないかと。と思う。</p>

(3) 関係団体ヒアリングについて

座長 委員	<p>(事務局より資料3について説明)</p> <p>関係団体へのヒアリングについて質問や留意事項はあるか。</p> <p>ヒアリングでどのようなことを行ったかの報告はあるのか。</p>
----------	---

事務局	次回懇談会で報告する。
座長	その他事務局から連絡事項等はあるか。
事務局	次回の懇談会は8月20日に同じ会場で14時からを予定している。

以上